

料金表

令和6年4月～

【居宅介護支援費】

① 費用総額(1月につき)

要介護度	居宅介護支援費 (Ⅰ)取扱件数が45 件未満	居宅介護支援費 (Ⅱ)取扱件数が50 件以上60未満	居宅介護支援費 (Ⅲ)取扱件数が60 件以上
要介護1・2	10,860円	5,440円	3,260円
要介護3・4・5	14,110円	7,040円	4,220円

※高齢者虐待防止措置未実施減算 基本単位-1/100 ※身体拘束未実施減算 基本単位-1/100

※特別地域にて特別地域居宅介護支援加算15%加算する。 ※同一建物減算×95/100

② 初回加算…3,000円/月

・新規に居宅サービス計画を作成した場合要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合。

③ 特定事業所加算(Ⅲ)…3,230円/月

・医療・介護連携への積極的な取組等を総合的に実施することにより質の高いマネジメントを実施している事業所を評価。

④ 入院時情報連携加算(Ⅰ) (利用者1人につき1回を限度) …2,500円/月

・利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合
※入院日以前の情報を含む。 ※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合、入院日の翌日を含む。

入院時情報連携加算(Ⅱ) (利用者1人につき1回を限度) …2,000円/月

・利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報提供した場合

※営業時間終了後に入院した場合、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。

⑤ 退院・退所加算… (Ⅰ)イ 4,500円/回 (Ⅱ)イ 6,000円/回 (Ⅲ)9,000円/回 (Ⅰ)ロ 6,000円/回 (Ⅱ)ロ 7,500円/回

・退院・退所時におけるケアプラン作成の手間を明確に評価するとともに医療機関との連携回数に応じた評価とする。加えて医療機関等におけるカンファレンスに参加した場合上乗せて評価する。
(入院又は入所期間中につき1回を限度)

⑥ 通院情報連携加算…500円/月

・利用者が医療機関において医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し医師等と情報連携を行い情報を踏まえてケアマネジメントを行った場合。

⑦ 緊急時等居宅カンファレンス加算…2,000円/回 (1月に2回を限度)

・病院又は診療所の求めにより、利用者の居宅において、医師又は看護師とカンファレンスを行い、サービスの利用に関する調整を行った場合。

⑧ ターミナルケアマネジメント加算…4,000円/月

・在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者へ提供した場合

⑨ 特定事業所医療介護連携加算 ※別紙参照

・前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定している場合

自己負担はなく無料です
(全額を介護保険で負担します)